

小樽天狗山「カーボン・オフセット修学旅行・宿泊研修」 の募集開始について

平成24年11月27日
中央バス観光商事株式会社

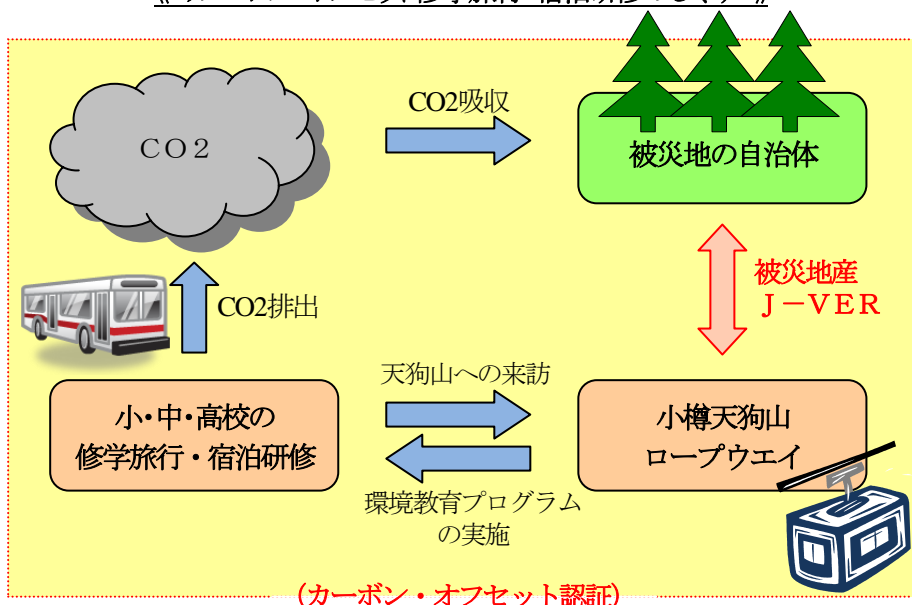
北海道中央バスグループの中央バス観光商事株式会社（本社：小樽市、取締役社長：村上公彦）は、この度、環境省が定める基準に基づく「カーボン・オフセット認証」を取得し、日本初※の『カーボン・オフセット修学旅行・宿泊研修』の募集を開始します。

本事業は、修学旅行や宿泊研修などの教育旅行を「環境教育」や「被災地復興支援」の機会にしたいと考える小学校・中学校・高校を対象として、環境教育の活動フィールドとなる小樽天狗山を訪れるツアーを募集し、天狗山までのバス移動に伴い排出するCO2を「被災地産 J-VER」でオフセットするものです。

当社グループでは、これまでも様々な環境保護活動への取り組みを行ってきておりますが、本事業につきましても、将来を担う学生たちが環境に対する関心を深める契機となるとともに、地球温暖化対策や被災地の復興にも寄与する新たな取り組みとなると考え、事業化したものであります。

※環境省「平成24年度被災地産 J-VER 等を活用したカーボン・オフセット認証取得に係る事業者支援(2次募集)」国内バス移動採択第1号

《 カーボン・オフセット修学旅行・宿泊研修のしくみ 》



カーボン・オフセット実施概要

事業名称	「カーボン・オフセット修学旅行」 ～北海道内の直前の出発地点から天狗山往復のバス移動から排出されるCO ₂ をオフセット～
カーボン・オフセットの対象	修学旅行・宿泊研修参加者の北海道内における直前の出発地点から小樽天狗山までの往復距離をバスで移動する際に排出するCO ₂ の全量
算定方法	バスの移動距離と燃費からバス1台当たりの軽油使用料を算出し、軽油のCO ₂ 排出係数からCO ₂ の発生量、カーボン・オフセット費用を算出する 《例》新千歳空港～小樽天狗山間のCO ₂ 排出量（クレジット単価は1kg=10円と仮定） 約170km÷3.24km/l×2.62=約137kg(CO ₂) ⇒1台当たり1,370円
クレジットの種類	オフセット・クレジット（被災地産J-VER）
クレジットの調達先	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道広尾町有林における森林吸収プロジェクト～サンタの森づくりプロジェクト～ ・岩手県有林における森林吸収量取引プロジェクト ・長野県有林オフセット・クレジット創出プロジェクト ・福島県木質ペレットストーブオフセットクレジット活用事業 ・ペレット燃料普及による栗駒山麓森林資源活用プロジェクト（宮城県）
実施期間	平成25年1月～平成25年10月（第1次）
無効化	平成26年1月31日
その他	参加特典として <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンオフセット利用証明書（バス1台につき1枚） ・参加者全員にスライダー1回券または絵馬1枚をプレゼントします



教育プログラムの概要

①カーボン・オフセットは森を育てること

カーボン・オフセットで購入したJ-VER資金は、森の育成のために使われます。森の育成と、カーボン・オフセットの意義や仕組みについてわかりやすく説明します。



②北海道の環境問題ーエゾシカの被害と共生

北海道内における年間の被害額が60億円を超えているエゾシカの被害。エゾシカの生態や被害状況から始まり、これからの共生を考える内容です。



③プロジェクトワイルド at 天狗山

自然とのふれあいを通して「自然や環境のために行動できる人」を育てるプログラムです。バードコール（鳥笛）の制作体験付き。



④小樽水の旅

オコバチ川は天狗山を源流にして海へ流れている川です。その川を、運河～いこいの森～天狗山と海から遡り、川の一生と水について学びます。



《参考》

《カーボン・オフセット》

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること

《カーボン・オフセット認証》

環境省が定めた基準に則りカーボン・オフセットされた商品やサービスを認証する制度。認証を受ける商品やサービスは、オフセット量が排出量の50%以上である必要がある

《被災地産J-VER》

環境省が所管するカーボン・オフセット（CO2排出権取引）の仕組みで、国内のCO2排出削減・吸収量をクレジットとして認証、発行する制度（J-VER）のうち、東日本大震災で被災した地方公共団体における排出削減活動や森林整備によって生じたクレジットを対象としたもの

《環境教育等促進法の改正》 平成24年10月1日施行

環境保全活動・環境教育の一層の推進を図るため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、平成24年10月1日に完全施行された

環境教育等促進法（一部抜粋）

・学校教育等における環境教育に係る支援等（第九条）

（第二項）国は、環境と人との関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（第四項）都道府県及び市町村は、前二項に規定する国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参加者募集に関するお問い合わせ先】

中央バス観光商事(株) 観光事業本部 小樽市最上2丁目16番15号

TEL : 0134-21-7878 FAX : 0134-29-4577 担当 : 桑島

以上